

資料 No.5

第32号議案

福井県立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県立学校の管理運営に関する規則（昭和47年福井県教育委員会規則第4号）の一部を改正する。

平成26年10月27日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

連携型中高一貫教育校を拡大するために、丹生高校、美方高校の連携中学校を追加することに伴い、所要の改正を行う必要があるので、この案を提出する。

福井県立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 概要

連携型中高一貫教育校を拡大するため、丹生高等学校の連携中学校に越前町立宮崎中学校、越前町立越前中学校、越前町立織田中学校を追加する。

同じく、美方高等学校の連携中学校に若狭町立上中中学校を追加する。

2 内容

福井県立学校の管理運営に関する規則

- ・第8条の2の別表第2に、連携中学校を加える

3 施行日

平成26年11月1日

福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表
 福井県立学校の管理運営に関する規則(昭和56年教育委員会規則第9号)

改正案

別表第二(第八条の二関係)

連携型高等学校名	連携型中学校名
福井県立武生高等学校 池田分校	池田町池田中学校
福井県立金津高等学校	あわらし市芦原中学校 あわらし市金津中学校
福井県立丹生高等学校	越前町立朝日中学校 越前町立宮崎中学校 越前町立越前中学校
福井県立美方高等学校	美浜町立美浜中学校 若狭町立三方中学校 若狭町立上中学校

現行

別表第二(第八条の二関係)

連携型高等学校名	連携型中学校名
福井県立武生高等学校 池田分校	池田町池田中学校
福井県立金津高等学校	あわらし市芦原中学校 あわらし市金津中学校
福井県立丹生高等学校	越前町立朝日中学校
福井県立美方高等学校	若狭町立三方中学校 美浜町立美浜中学校

附則

この規則は平成二十六年十一月一日から施行する。

福井県立学校の管理運営に関する規則（抜粋）

（教育課程）

第八条 校長は、学習指導要領および委員会の定める基準により教育課程を編成し、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

（昭四七教委規則四・旧第九条繰上）

（教育課程の連携）

第八条の二 別表第二の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、省令第八十七条第一項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

2 前項の場合において、連携型高等学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ連携型中学校と協議するものとする。

（平一三教委規則三・追加、平一九教委規則六・一部改正）

別表第二

連携型高等学校名	連携型中学校名
福井県立武生高等学校 池田分校	池田町池田中学校
福井県立金津高等学校	あわら市芦原中学校
	あわら市金津中学校
福井県立丹生高等学校	越前町立朝日中学校
福井県立美方高等学校	若狭町立三方中学校
	美浜町美浜中学校